

糸満市学校運営協議会規則

糸満市学校運営協議会規則（平成 24 年教育委員会規則第 5 号）の全部を改正する。

令和 2 年 5 月 27 日
教育委員会規則第 7 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき糸満市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、糸満市教育委員会（以下「委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、地域の特色を生かした学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（設置）

第 3 条 教育委員会は、前条に掲げる目標を達成するため、学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育及びその他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、中学校区内に限り、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、協議会を置くときには、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。
- 3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該学校に在籍する児童生徒の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第 4 条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること
 - (2) 教育課程の編成に関すること
 - (3) 組織編成に関すること
 - (4) 学校予算の編成及び執行に関すること
 - (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること
 - (6) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること
- 2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。
 - 3 前項の承認が得られない場合は、対象学校の校長は、当該協議会と議論を尽くして成案を得るよう努めるものとする。ただし、当該協議会の運営が著しく適正を欠いていること等を理由に承認が得られない場合は、対象学校の校長は承認を得ずに学校運営を行うことができる。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、第2条に定める目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他任用に関する事項について、教育委員会を經由し、沖縄県教育委員会に対して意見を述べるができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は沖縄県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果について、地域住民等へ情報を積極的に提供するよう努めなければならない。
 - (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童生徒の保護者等の理解を深めること
 - (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の通学区内の住民
 - (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 対象学校の校長
 - (5) 対象学校の教職員
 - (6) 学識経験者
 - (7) その他教育委員会が適当と認める者
- 2 教育委員会は、対象学校の校長から申し出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。
 - 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

(守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
 - (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(任期)

第10条 委員の任期は任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

- 2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会は、会長が校長と協議の上、会議を招集する。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。ただし、第5条第1項又は第2項の規定による意見の申し出は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。
- 4 協議会の議決事項について個人的に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しないものとする。

(研修)

第13条 教育委員会は、委員に対して、協議会若しくは委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確かな把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適性を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申し出があった場合
 - (2) 第9条に反した場合
 - (3) 心身の故障のために職務を遂行することができない場合
 - (4) その他解任に相当する事由が認められる場合
- 2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。